

内閣府本府政策評価有識者懇談会（第 15 回）

議事録

日 時：平成 23 年 11 月 18 日（金）10：30～11：37

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 12 階共用 1211 会議室

1. 開 会

2. 議 題

（1）平成 23 年度政策評価実施計画（事前分析表）（案）について

（2）今後の予定等

3. 閉 会

○池永課長 ただいまから「内閣府本府政策評価有識者懇談会」の第 15 回会合を開催させていただきます。

先生方には、お忙しいところ、御足労いただきましてありがとうございます。

本日の懇談会は、前回の懇談会と同様に公開にて行います。傍聴者もいらっしゃいますので、よろしくお願いいたします。

本日の主な議題は、お手元の資料の議事次第をご覧くださいと思います。「平成 23 年度政策評価実施計画（事前分析表）（案）について」と「今後の予定等」の 2 点です。

お手元に資料がございますので、御確認いただければと思います。

それでは、1 番目の議題である、平成 23 年度政策評価実施計画について御説明させていただきます。

この実施計画は、事前分析表の中に含んでおりまして、それに関しましては、事前に先生方から御意見を伺って、こちらからも部局に検討してもらうなど、やりとりをさせていただきました。お忙しい先生方におかれまして、大変丁寧に対応していただきまして、本当にありがとうございます。

今日の進め方ですけれども、実施計画の全体の構成や、昨年度からの変更などについて、まず御説明をして、一旦御意見を伺います。

その後、事前分析表が結構分厚いものでございますので、それについては、その後、詳細に説明をさせていただきます。

では、説明は、尾原課長補佐からお願いいたします。

○尾原課長補佐 それでは、まず、資料 1－1、ダブルクリップをお取りいただいて恐縮でございます。外していただきますと、中に資料 1－1 ということで「平成 23 年度内閣府本府政策評価実施計画（案）」というのがあるかと思います。

「1 計画期間」でございますが、本年度の 23 年度の 1 年間としております。

「2 事後評価の対象とする施策」ですが、内閣府本府政策評価基本計画の対象とする政策のうち、本実施計画の対象とする政策ということで、1枚おめくりいただきますと、別添を付けておりますけれども、内閣府本府政策評価体系、22の政策と81の施策を対象としております。

また、事後評価につきましては、租税特別措置等に係る政策については、今年度は該当なしとなっております。

続きまして「3 評価の実施方法等」でございますが、事後評価の対象とする政策につきまして、基本計画で定められた実施体制の下で、計画期間終了後、速やかに事後評価を行うこととしております。

1ページ、裏におめくりいただきまして「(1) 政策評価体系に基づき対象とする政策」でございますけれども、個別の政策を所管する課等において、これは、後ほど御説明させていただきますが、事前分析表、別紙2に掲げられた政策について、別紙3の様式に基づき政策評価を実施し、評価書の案を作成することとしております。

また、今年度は(3)でございますけれども、23年度につきましては、上記の事後評価のほか、東日本大震災に係る取組みにつきまして、別紙1、政策評価体系に載っている部局ごとに東日本大震災に係る取組みの評価を別紙4というのが、済みません、ダブルクリップの最後のページになって恐縮でございますが、別紙4という1枚紙を付けておりますけれども、この様式に基づき行うこととしております。

その他、今後の予定でございますけれども、今年度の実施計画、今、国会で補正予算を審議しておりますので、あとは、その補正予算などを踏まえまして、今後の施策の変更を更に検討した上で、本年度の実施計画を決定させていただく予定です。

まずは、実施計画につきましては、以上でございます。何かございましたら、お願いいたします。

○山谷座長 1つよろしいですか。実績評価方式でやるわけですね。東日本大震災に係る取組みというのは、どうなのですか、実績評価方式みたいなものでできるものなのですかね。内閣府でどういう事業をやられているか、ちょっと認識していないのですけれども。

○武川審議官 通常のは、別紙3までで、いつもやるのですけれども、今年は、東日本大震災について、いろいろ各部局で補正要求をすとか、新たな取組みをやったと。

それで、やはり後世のために、各部局はどういうことをやったかと、事実としてやったかと、それから、一応、来年は1年経ちますので、それに対して、これで十分だったかどうか、もっとやれたのではないかということの評価として書いておいてもらって、まとめておいてもらおうと、ただ、特に指標とか、その辺を事前に設定してやれるかどうかというのは、ちょっと難しいので、そこは自分たちで考えてやっておいてもらう。1年経った時点で、東日本大震災に対して何をやったかと。それから、1年経った時点で、もっとどういうことがやれたかとか、反省するのも評価としてはやっておいた方がいいのかなと思ひまして、特記してやろうかと思っております。

○池永課長 別紙4を見ていただいたとおり、通常やっております事後評価ですと、その前の別紙3にありますように、今年度からもう既に取り入れております標準様式に沿って、測定指標をあらかじめ決めて、それを達成したかどうかを評価することになります。震災に関しては、前もって測定指標を設定するというのは、なかなか難しいですし、それよりは、各部局でそれぞれ取組みをしておりますので、それをしっかり反省というか把握して、それについて、ちゃんと自分たちで、こういう成果があったのではないかと、また、こういう反省点があったのではないかと、いうところを、しっかり押さえていこうということで、様式なども、かなり自由記入に近い形になっています。さらに、それを見た段階で、それが1年限りで終わってしまうのか、あるいはその後続いていくのかということを考えていこうと思います。

○山谷座長 わかりました。

○南島委員 山谷先生が聞かれたところは、評価の実施方法等についての3番の定義されているところで、「標準的な3つの評価方式のうちのどれを採用するのか」ということです。1番には書かれているけれども、2番、3番はどのような説明になるのでしょうかということだと思っております。

それで、標準的な3つの評価方式でなく別の方式であればその定義を、ここは書くところではないかということかと思うのですけれども、その説明が1番のところは「実績評価方式を基本とする」と書かれているので、それと混ざらないように説明していただければいいのではないかと思います。記録を残すということは大変大事なことだと思っておりますけれども、政策評価としての説明の仕方ということだと思っております。

○池永課長 ありがとうございます。ここは、政策評価として、事業評価方式とか、実績評価方式とか、総合評価方式という、政策評価の中での評価方式があるので、(1)については、それを書いているけれども、(3)については特に何も書いていなくて、どういう形で評価をするのかという考え方があった方がいいのではないかと、ということでしょうか。

○南島委員 後で、総務省が客観PTで審査をされますね。そのときに、〇〇方式に基づいてという整理の仕方をされますね。それを見越して言うと、ここまで実績評価でレビューされたらいけないので、その仕分けとか、区分けをしていただけたらいいのかなということだと思っております。審査のされ方を意識してということだと思っております。租特は大丈夫だと思うのですが。

○池永課長 今申し上げたような、あらかじめ測定指標を設定するという方式になじまないものに対して、そうは言いながら、政策評価の中でちゃんと成果を見ていくというときには、政策評価で掲げられている事業評価方式、実績評価方式、総合評価方式のどれかに当てはめなければいけないのであって、そういう話だったら、これは総合評価方式とか、そういうことになるのですかね。

○山谷座長 細かく説明すれば、(3)は実績評価方式ではなくてもいいのですよ、みたいな話なのですね。審議官もおっしゃったように、いろんな記述みたいなものもあり得るの

でしょうし、ただ、南島さんが言っていたのは、結局、もし、仮に総務省が細かくチェックしてきたら、これは何で実績評価でやらないのですかと言いたいような感じなので、そこは予防線を張っておいた方がいいかもしれないということなのでしょうね。

○池永課長 ありがとうございます。総合評価方式というと、政策の決定から一定期間を経過した後とありますね、そこまで大々的にやるわけでもないのですが、一方で、そこは実績評価方式ではないということをちゃんと説明しておくということですね。

○山谷座長 基本とするですから、例外もあるということですね。入れればいいかもしれないですけどもね。

○池永課長 書く、書かないにかかわらず、それについて、ちゃんと説明できるようにということですね。

○南島委員 評価方式は、「3つ」はあくまでも「標準的」なもので、経産省など例外的なものもありますので、やり方がちゃんと合理的に説明できていれば、こういうやり方でやりますよ、とにかく事実、実績を把握するところを今回は目指しますということの説明ができていればいいのだと思います。それは実績評価方式では、ないと明言する必要はないと思いますけれども、そうじゃないということがちゃんとわかるように、実績評価方式はあくまでは1番のところだということだだと思いますので、それが伝わればいいのではないかと思います。

○池永課長 どうもありがとうございます。そこはまた検討します。

また、後で戻っていただいてもいいのですけれども、とりあえず、次に行きたいと思えます。

○尾原課長補佐 それでは、資料の説明をさせていただきます。資料は、全体で 22 の政策と 81 の施策がありますけれども、測定指標の変更点を中心に説明させていただきます。

まず、1 ページをおめぐりいただきまして、2 ページでございます。政策 2 の施策①「公文書管理制度の適正かつ円滑な運用」。これにつきましては、今年度から公文書管理法の施行が初年度になりますものですから、測定指標として「行政機関において管理する行政文書ファイル等の移管または廃棄の措置」、いわゆるレコードスケジュールと呼ばれるものを設定すること。

また、24 年度以降につきましては、「管理する行政文書ファイル等のうち、レコードスケジュールの設定を行ったものの数の割合」について、前年度比で増加することを目標として設定しております。

続きまして、政策 3 の①「重要施策に関する広報」です。これにつきましては、前回の政策評価有識者懇談会における指摘を踏まえまして、今年度は、試行的実施といたしまして、「国民からの反響やその後の行動変容等の把握・分析」を新たに追加しております。

4 ページ目でございます。政策 4 の①「化学兵器禁止条約等に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理」でございます。これにつきましては、昨年度は、実施計画の発掘、回収、対象範

困に対する実施面積の割合を指標としておりましたが、今年度は、23年度計画の遺棄化学兵器処理数の割合、遺棄化学兵器約3万6,000発の処理を測定指標として指標を変更しております。

5ページ目の政策5の経済財政政策の施策②「対日直接投資の推進」でございます。

これにつきましては、昨年度は、対日投資残高GDP比とホームページアクセス件数を昨年度は測定指標としておりましたが、今年度は指標を変更しております。地方シンポジウムにおけるアンケートの肯定的な評価の割合、それからアジア拠点化・対日投資促進プログラムの策定に指標を変更しております。

続きまして、7ページ目、施策⑤「民間資金等活用事業の促進(PFIの基本方針を含む)」でございます。これにつきましては、22年度にとりまとめられました中間とりまとめの施策の推進を新たな指標として変更しております。

今度は8ページでございます。8ページの施策⑧「『新しい公共』に関する施策の推進」。これにつきましては、追加で新しい公共支援事業の進捗の把握。

それから、施策⑨で「『新しい公共』の自律的な発展の促進のための環境整備」が新規で追加されております。これにつきましては、指標として新しい公共推進事業の支援を受けたNPO法人における団体情報の開示ですとか、寄附、募集をした組織数の増加数など、幾つかの指標からつくられる「NPO等の活動成熟度」を新しく指標としております。

また、新しい公共支援事業で行われます、「新しい公共の場に参画した組織数」についても測定指標として設定しております。

事前に先生からいただいたコメントの中で、新しい公共に関する施策の推進と、政策1のところ、市民活動の促進、NPO法人の話、それから後で出てきます公益法人の関係について御質問がございました。

ここの施策⑧につきましては、新しい公共に関する施策の推進では、新しい公共という考え方を、市民、企業、行政などに幅広く浸透させるということ、また、それを実現される制度、政策の在り方等について検討を行う立場から、ここでは政策評価を行っております。

それに対しまして、市民活動の促進、具体的にはNPO法人、また、公益法人のところにつきましては、新しい公共の担い手の1つである法人の法制度を所管する観点から政策評価を行っておるところでございます。

続きまして、ちょっとページが飛びますが、15ページでございます。

政策6の地域活性化の推進の施策④「地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定」。これにつきましては、指標の変更を行っております。昨年度は、「地域再生基盤強化交付金を活用した新規計画の認定数」を指標にしておりましたが、今年度は、アンケート調査を実施いたしまして、「『交付金のメリットを効果的に活用できた』と回答した割合」を指標としております。

16ページ「環境未来都市の推進」。これは、新規施策でございます。これにつきましては

は、今年 12 月中に選定予定であります「環境未来都市の選定」及び次年度以降につきましては、計画のフォローアップをしたときに、『「目標どおり」に該当する評価を行った環境未来都市の割合」を測定指標として置く予定でございます。

16 ページ、施策⑦「総合特区の推進」。これも新規の施策でございます。これにつきましては、今年の 8 月に施行されました総合特別区域法の下、指定の地方公共団体が自ら定めた認定国際戦略総合特別区域計画及び認定地域活性化総合特別区域計画について、最終年度におきまして、目標値に対する達成の割合を平均 80%を超えることを指標として置いております。

17 ページ、政策 7、「地域主権の推進」、これは新規の政策になります。これは、今年の 4 月に成立いたしました第一次の地方分権の一括法に基づきまして、内閣府の所掌事務が追加されたことに伴いまして、新規の政策として追加しております。

測定指標といたしましては、「法案等の内容の地方自治体への説明」と、「一括交付金の配分計画の策定及びその周知」を指標としております。

続きまして、18 ページ、政策 8、「原子力研究開発利用の推進（原子力政策大綱）」でございます。指標については、「原子力大綱に盛り込まれた施策のフォローアップ」でございますけれども、施策の説明のところ、「なお、原子力政策大綱につきましては、今般の東京電力福島原子力発電所事故を踏まえて、今年 4 月に検討の中断を決定いたしまして、9 月に検討を再開したところであり、事故によって安全に関する取組みに対する国民の信頼が失われるなど、原子力発電所を取り巻く社会環境が大きく変化している状況を踏まえて検討を進めていく」と説明をしておるところでございます。

続きまして、19 ページでございます。政策 9 の防災政策の推進の施策②「国際防災協力の推進」につきましては、追加で「アジア防災センターホームページアクセス数」を指標として追加しております。

また、施策③の「災害復旧・復興に関する施策の推進」。それから施策④「防災行政の総合的推進」。また、21 ページにあります「地震対策等の推進」につきましては、指標を変更しております。また、施策③でありましたら、「都道府県職員を対象とした説明会の開催」、施策④につきましては、「防災基本計画への防災上の重要課題の的確な反映」、施策⑤につきましては、「大規模地震、津波対策の推進」に指標を変更しております。

続きまして、21 ページ、政策 10、「沖縄政策の推進」でございます。施策①の「駐留軍用地跡地利用の推進」。それから、施策②の「沖縄の離島の活性化」については、指標の追加を行っております。

また、23 ページの施策④「沖縄における産業振興」ですが、これにつきましては、沖縄振興計画に基づく指標の設定に変更しております。

29 ページ「沖縄の戦後処理対策」でございます。これにつきましては、指標の追加で、「沖縄不発弾等対策状況の実施状況(特定処理事業における事故発生件数)」ということで、事故発生件数を 0 件と、また、「対馬丸平和記念事業の語り部の講演回数」を指標として追

加しております。

30 ページ「共生社会実現のための施策の推進」。これにつきましては、次の男女共同参画のところも併せてでございますが、共生社会政策ですとか、男女共同参画局が実施している政策につきましては、中長期計画等の担当部局が行っている評価書につきましては、既に計画等を各部局でフォローアップしておることもありますので、それをそのまま政策対象にいたしますと、重複が生じるため、フォローアップは適切に行っているかどうかを政策評価で管理するという整理で、以前、第4回の政策評価の有識者懇談会の方で御議論いただいております。

さはさりながら、一部指標の追加があるところがございます。ページが飛んで恐縮でございます。36 ページの施策⑬「交通安全対策に関する調査研究・人材育成等」でございますが、「自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしている人の割合」を指標として追加しております。

続きまして、41 ページ、政策 13、「男女共同参画社会の形成の促進」。これについては、施策②の「男女共同参画に関する普及・啓発」で、男女の多様な生き方を認める割合を新たに指標として追加しております。

43 ページ、施策③「男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携」につきまして、指標を追加しております。『国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業』におけるアンケートの肯定的な評価の割合及び新規共催団体数を指標として追加しております。

44 ページ、施策④「国際交流・国際協力の促進」。それから施策⑤「女性に対する暴力の根絶に向けた取組」につきましては、男女共同参画基本計画の具体的な施策の推進を追加しております。

また、施策⑥の「女性の参画の拡大に向けた取組」につきましては、指標の変更を行っております。「女性の参画の拡大状況の確認」を指標としております。

46 ページ、施策⑧「仕事と生活の調和の推進」。これにつきましては、昨年度までは、子ども・子育て施策と一緒に仕事と生活の調和が1つの施策となっておりますけれども、今年度は施策を分けまして、ここに新たに仕事と生活の調和の推進を施策として立てております。測定指標としては、『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章』に基づく施策の進捗状況の確認」としております。

48 ページ、政策 15、「原子力利用の安全確保に係る施策の遂行」でございます。これにつきましては、震災を踏まえまして、指標として「安全審査指針類及び原子力防災指針における見直しの方針を年度末までに示す」というものを測定指標としております。

48 ページ、政策 16 の「公益法人制度改革等の推進」です。これにつきましては、指標の明確化ということで、定量的な指標を今回測定指標として置いております。

50 ページの政策 17、「経済社会総合研究の推進」。施策②「国民経済計算」につきましては、今年4月に公的統計の品質に関するガイドラインが策定されたことを踏まえまして、

「統計を事前の公表予定どおりに公表」すること。また、「統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表」することを測定指標としております。

51 ページの政策 18、「迎賓施設の適切な運営」でございますが、指標の追加であります。「前庭公開の入場者数」を指標で追加しております。

53 ページ「各国アカデミーとの交流等の国際的な活動」。日本学術会議関係の施策でございます。これにつきましては、指標を1つ追加しております、「国際シンポジウムの開催」を指標に追加しております。

以上が、ちょっと説明が長くなってしまいましたけれども、事前分析表に関する御説明でございます。

以上の説明につきまして、御意見等がございましたら、よろしくお願いたします。

○池永課長 今、説明させていただいた資料ですけれども、こちら、先生方からお忙しい中、御意見をいただいて、全部局に投げて、それで、対応できるもの、できない場合はその理由、また、御質問に対する回答であるとか、あと、測定指標というよりは、むしろ事後評価の方で見るといったように分類しました。今日は、一つひとつ御説明する時間はないのですけれども、また、後でござらんいただければと思います。ご指摘の中には、御指摘はごもつともながら、なかなか対応できないものもありますが、その旨はやはりちゃんと説明をしてもらった方がいいと思って、部局に説明も求めています。

○山谷座長 意見というか、感想みたいなものですが、原子力とか沖縄とか、非常にナーバスなものを抱えていて、ちょっと大変ではあります。

○武川審議官 平成 22 年度の事後評価のときも、評価は出たのですけれども、書きぶりを、それ以前の3月11日以前だと指標に照らしてうまくいったと書いていたところ、それをそのまま公表するのは、2週間分なのですけれども、ふさわしくないだろうということで直したのです。今年度は、沖縄は、引き続き内閣府でやることは間違いのないのですけれども、原子力辺りになると、法律が通ると環境省の方に組織ができますので、そことの関係がどうなるのか、原子力安全委員会とか、その辺、まだちょっとはっきりしていないのですけれども。

○池永課長 田辺先生から御意見をいただいた、広報など今までと数値目標は同じでいいのとか、とらえ方が足りないとか、男女共同参画で実現できそうな目標ではないかなど、その辺は部局の方でも、今回それを踏まえて考えているようでございますけれども、いかがでしょうか。

○田辺委員 無理ない程度に、適切に対応していただきまして、本当にありがとうございます。特に広報というのは、なかなか見づらいというよりも、見せないとわからないところがありまして、そのところはきちんと対応していただいたという感じがしております。

それから、男女共同参画も、逆に言うと、内閣府がどこまで具体的にやるのかという問題、厚労とかいろいろありますので、その中でも全体のとりまとめのところは内閣府が持っていますので、それをできるだけアウトカムに近いところで設定していただいたという

ことで、私自身は評価しておりますけれども、ただ、やはりお話を聞いて、全体の体系が一番頭の中に入りづらい、府省のうちの府ですね。

○武川審議官 内閣官房は評価の対象外になっているので、彼らがやれば、似たような状況になるんですけれども。

○山谷座長 これは、幾つか男女共同の方は、参画局との役割分担はどういうふうになっているのですが、向こうも監視もあるし、調査もありますね。

○池永課長 男女共同参画局の場合は、監視というのは、一般的な政策評価ということではなくて、施策を実行するに当たり、当然求められるような男女共同参画の視点が入っているか、男女共同参画の視点から見てどうか、という切り口だと思います。一方、その施の本来の目的を達しているかという政策評価の世界になると思います。

○武川審議官 たしか、男女局の評価とか監視というのは、男女局が他省の行政に対するものだと思うのですね。こちらでは、自分のパフォーマンスに対する評価になるはずなのです。

○山谷座長 あと、これは変な話になりますけれども、迎賓館みたいな、こういうのは地方公共団体に行ってしまうと、それは指定管理者でいいのじゃないのという話なんですけれども、これはやはり内閣府で直にきちんとコントロールしなければいけないという発想なのでしょね、こうやって取り上げられるということは。

○武川審議官 省庁再編のときも、いろいろ議論がありまして、国の場合は指定管理者とまでは行かないのですけれども、独法にしたかどうかというような迎賓館の議論がありまして、公文書館は独法に行ってしまったのですけれども。迎賓館は、やはり国賓の接遇があるので、万一のときに外交が絡むし、陛下も来られるので、館長にある程度独立した裁量を与えるというよりは、やはり館長はあくまで行政機関の長として主任の大臣の下に置かないといけないということで、迎賓館は国の附属機関とした整理になってございます。

○田中委員 質問とコメントを兼ねた意見ですが、指標は、このフォーマット、総務省から出てきますけれども、アウトカム指標を書くことが基本になって、そこの中でできるもの、できないもので調整するという方針になっているのかどうかというのが1つ目の質問です。

その視点で見ると、結構、インプット指標が多くて、会議の回数とか、委員会の回数というのは、よく評価の教科書でも、これをやってはまずいですよという例示に出てくるものがあるんですけれども、それがまだ目立っていて、そこはどうかと思ったところがあります。

○山谷座長 そうなのですね、そういう発想があったので迎賓館のお話も申し上げたのですけれども、だけれども、迎賓館でもしやるとすれば、やはりこういう数字しかないのでしょうかね。

○武川審議官 例えていいますと、迎賓館ですと、本来の目的は国賓を接遇して、相手の方の満足とか、接遇について満足いただけたかとか、あるいは大きい意味で、それで外

交が更に円滑化したかとか、そういうのが本来のアウトカムなのでしょうけれども、どちらかというところ、一般の参観は、迎賓館の施策上はメインではないのですけれども、なかなかそこは書けないので、書いているのは、安全対策をちゃんとやったかという警備なのですけれども。

○池永課長 アウトカム指標で評価するのが本来あるべきで、例えば「政策評価の実施に関するガイドライン」といって、各省の連絡会議で了承されたものがありますが、実績評価方式の場合は、アウトカムに着目した目標を設定するとなっています。その後、なお書きで、その設定が困難あるいは適切でない場合には、アウトプットに着目した目標を設定するとなっています。このように、基本はおっしゃるとおり、アウトカムが望ましくて、施策によっては、例えば大綱が決まっておき、大綱の中でアウトカムのものを出している場合があります、そのときには比較的部局の方でも、そういったものを尊重して、やはりアウトカムのものを出していたりします。しかしながら、アウトカムだと、施策と成果の間に直接的ではない部分があると思うので、どうしても、より直接的なアウトプット、それどころか、インプットもなってしまうことになりがちであり、本当に、これは毎回ながら悩ましいことです。

○田中委員 少し具体的に申し上げますと、学術会議が余りにもインプットが多過ぎると、かなり目立っていますね。

○池永課長 逆に、先生方から見て、実際にこういう場合に、アウトカムにより近づける形で、こういう指標があり得るのではないかというものが何かございますか。

○田中委員 一挙に指標に飛べるかどうかという問題もあって、先ほど委員長からも、あと御説明でも、原発の問題等々とありましたけれども、やはり学会が今回ある種、昨日も地震の関係の先生との話し合いがあったのですけれども、学会関係者の間で自分たちが今までやってきたことがどうなのかと、パラダイムを大きく変えなければいけないという意識が浮上し、また、国民の不信感も高まっているのですね。

そういうときには、やはりこの会議で出された提案の信頼性みたいなものを、例えば海外のピアに見てもらおうなどの工夫が必要かと思えます。先の地震学会でも、あえて従来の学会の議論に反対する学者をドイツから呼んできて議論されていますけれども、そういう外からの目みたいなものを、入れて評価をするようなことが必要なのではないかという気がします。

○池永課長 評価の方法ということでしょうか。直接成果指標というのではなくても、評価の方法に対する工夫みたいなことでしょうか。

○田中委員 そうですね、外から目を入れるということですね。

○池永課長 実は、これは次の議題になるのですが、本来でしたら、23年度実施計画は23年度に始まる前に策定しなければいけないのですが、今年は、総務省の方が事前分析表というのを入れて、その内容が実施計画と重複しているものですから、二度手間になるので、事前分析表を含む形で実施計画も遅らせた次第です。実は24年度の実施計画は、従

来ペースでいうと、24年度開始前に策定という話になってきます。そこで、今のご指摘は23年度に関することですが、24年度の実施計画を考えるとにも同様ですので、今後部局に投げかけていきたいと思います。

例えば、海外というか、外部の評価を得るような、それは指標という感じではないかもしれないけれども、自分たちの会議の実施だけではなくて、外部からの評価のようなものをちゃんとやったかということは、確かに有意義だと思います。

そういうこともありますので、こんな指標があり得るのではないかというのを、むしろ御提案をいただければ、部局の方でも、実は、どうしていいかわからないところもあると思うので、むしろ、こんなことをやってみたらどうか、ということをお願いしたら、それは考えるきっかけになるのでありがたいと思います。

○山谷座長 今のものに関連する話なのですが、もし、そういう新しい提案をした場合に、お金がかかったり何かするときには、各部局が対応できるものなのでしょうか。

○池永課長 お金については、今、ものすごく財政、予算に関して厳しいので、やはり評価のために何か追加的にお金がかかるというのは、現実的には難しいのではないかと思います。もちろん、部局で仕事を進めていく中において、工夫ができる部分というのはあると思いますが。

○山谷座長 そうですね、行政事業レビューとか、細かくチェックされるので、なるほど。

○池永課長 こちらとしても部局に提案するときには、お金がかかるようなことではなくて、彼らがやっている中に、例えばこういう項目を付け足してみたらどうといった、工夫を提案しようとしています。

○南島委員 今のお話ですけれども、実績評価方式でやるということですので、アウトカムに向かって議論を深めていくということが、どれくらい今の毎年の評価書をつくっていく中でできるのかなというのは、難しいところもあるのかなと思います。「頑張っていたところは、頑張ってください」ということですけれども。

先日、予算監視効率化チームの方で、自殺対策の話をお伺いしたのです。これは、数値目標も出ていて、とにかく自殺者を抑え込んでいくのだというお話です。ただ、分析ができていない。要するに自殺者は2系統から情報をいただいている、1つは警察との関係。それからうつについては厚労省の方から情報をいただいていると。

それで内閣府としては、独自には分析をされておられないということだったのです。もう少し分析していくためにはお金が必要だということです。例えば今度の震災でも3月がピークだったのが、5月ごろに変わっていると、こういうお話ですけれども、それは何でそういうことになったのか、あるいは発災からどれくらいで自殺者が増えるのかというデータを取るのも、今回が初めてだとおっしゃっていたのですね。例えばそういう情報を捕捉していくと、アウトカムの捕捉と、コントロールということに話は近づいていくと思うのですが、やろうと思うとお金がかかるということなのですね。でも、それは、政策の本質に関わるようなお話なので、お金を付けていただくときに御配慮いただきたいと

いう話にもなってくるかと思うのですけれども。

例えば、そういう今までとは違うことが起きたときに、掘り下げていく、あるいは新しい政策を組み立てていくための土俵をつくるということに、何かうまくアウトカムの話とか、評価の話がかみ合っていくと一番いいのではないかと思っています。また、予算監視効率化の方でも申し上げますけれども、今のお話だと、具体的に言うと、そういうお話なのかなと思って聞いておりましたところです。

○武川審議官 自殺なんかは、確かに予算も結構付いて、国会なんかでも、震災対策のときの柱の1つになっていますから。

○南島委員 今回はですね。

○武川審議官 はい、今回は。

○南島委員 前の阪神・淡路のときには、自殺者の動きが何で変わったのかという分析みたいなことが十分にできておられなかったそうですね。今度、東日本大震災の場合には分析して、今度のはちょっとコントロールはできないとしても、三連動地震とか、首都直下型地震が起きたときには、今度は使えるデータということになっていくでしょう。それを整備しておくというのは、大事なことなのでしょうけれども、例えば中央防災会議との連携は、まだ取られていないということだったのですね。そういうのは必要なお話かなと思うのですけれども。自殺者が増える要因の分析が厚労省のうつの話に乗っかっている状態にあるのですが、地域差もあるでしょうし、地域間の経済格差みたいなものもあるでしょうし、もっとトータルに内閣府としては分析して、まさに自殺総合対策なので、地域によっては、ひょっとしたら教育の方のいじめの問題が深刻な地域もあるかもしれないし、高齢者の話が深刻な地域もあるかもしれないし、経済的な影響が深刻な地域があるかもしれないし、その辺りの総合的な分析ができていच्छゃらない、そういう予算になっていないというお話だったのですね。

内閣府としては、総合調整機能の発揮ということ言えば、そこの部分に本来は傾注しなければいけないのですが、予算も人も足りないところで、担当者に頑張っていただいているというお話だったのです。その分析をしていくというのは大事な話かなと思っています。その予算をしないとアウトカムの話だとか、コントロールの話というふうにはいかないのかなと思います。

○池永課長 本当に政策を考えるために、また、進捗状況や成果を把握するためのデータや分析が重要だというのは、私もすごくわかりますが、往々にして予算というのは、そういった地道なところに対して、残念ながら優先順位が低くなっている部分があります。つまり、今実際に困っている人に対して、何か対策としてお金を出すのがまず先というのは政府全体に共通する傾向だと思います。

ただ、おっしゃるように、やはり自殺だとか、今、対策を進めるためには、とにかく現状を把握しなければいけない、また、要因を分析しなければいけないという緊急度の高いテーマというのは確かにあって、それをやるのが政策のアウトカムを把握することにつ

ながっていくので、特にそういったところについては、その部局で、データや調査分析の重要性をアピールして、そのための予算要求を頑張ってもらおうということが重要だと思います。

一般的には、本来、エビデンスのところがすごく重要であるにもかかわらず、残念なことに、政府の予算の中で、エビデンス部分の優先度は低くて、まずは、何々対策で、こういう支援金があつてとか、融資があつてとかという、そちらが先に予算として優先されてしまうのが実情です。

○南島委員 自殺の話で、ちょっとだけ続けさせていただきます。自殺の話は、コントロールできないのですね。何になっているかという、普及・啓発というところで止めているわけですね。普及・啓発の効果＝アウトカムが捕捉できないので、次の予算要求のときに継続できるかというのは難しいわけですね。

それで、26年には自殺総合対策は見直しになりますが、何で達成できなかったかという分析もできないまま、この間まで付けていた予算と同額をといてところで話が落ち着くと。これを繰り返していくことになるのでしょうが、どこかでもしそれが大事なことであれば、切り替えていかないといけないと思います。

○武川審議官 本当に、我々も評価のための評価にならないように、評価の指標を変えてでも、ちょっと違う視点で考えて、次の政策とか、予算要求を変えるとか、そうなるように、またはしたいと思ってやっておるのです。

○山谷座長 内閣府の組織的な特徴を生かせるような評価みたいなものが考えられればいいのでしょね。

○田中委員 また、基本的なことで恐縮ですが、これは、いわゆる概算要求で得られた予算のほかに、補正の予算も対象に含めて評価をされているという理解でよろしいですか。

○尾原課長補佐 そうです。ただ、まだ、第三次補正というのは、国会で審議しておりますので、それを踏まえて、必要な施策、見直し、追加すべきものがあれば、その施策を追加した形で今年度の計画は決定しようというところです。

○田中委員 補正はかなり大きくなりますね。

○尾原課長補佐 防災関係のところ、出てくるかと思えますけれども。

○田辺委員 これは、23年度予算額と書いてあるのは、一次補正、二次補正を含んだ金額なのですか。

○尾原課長補佐 事前分析で載せているのは、今年度の当初予算が中心になっているかと思えます。

○田辺委員 公表時期がいつになるかによって、予算額の最終的な執行額というのは、出てくるときにわかるのかもしれませんが、予算のところも、どれで対応した方がいいのかなど。

○池永課長 実施計画は、本来その年度が始まる前に決めています、途中で補正予算など出てくる場合は、計画を改定しています。

○尾原課長補佐 今年の場合は、計画そのものがちょっと遅れているので、普通であれば、年度の初めに計画が決定されて、あと、補正を踏まえて改定していくんですけども、今回は、総務省さんからの連絡が遅くなったとか、いろいろなことがありまして、今、計画案を出させていただいて、ちょうど、第三次補正も審議されていますので、その成立を踏まえて、補正の情報を含めて、最後決定をする形で、補正の情報も入った形で実施計画に決定したいと思っております。

○田中委員 ここで少し細かいことを申し上げますと、新しい公共支援事業というのは、昨年の11月だったか、12月の補正予算で得られた78億ですし、社会起業家支援関連の予算というのは、平成21年だったか、22年の補正ですね。それが、あたかも平成23年度の当初予算のように見えてしまうところがありますが。

○尾原課長補佐 それ自体は、最後の評価書のときに、どの時点で、例えば先ほど先生がおっしゃった新しい公共支援事業であれば、22年度補正のところで付いた事業という形で、分かれた情報で、最後に出てきますので、そこまで全体の評価書までごらんになっていただくと、これは22年度補正で付いて、例えば新しい公共支援事業では24年度いっぱいまで使える基金として積んだお金だとか、そういう形で、いきなり23年度でぽんとお金が出てくる形ではない形で、予算の情報も見えるかと思えます。

○池永課長 よろしいでしょうか。また、後でお気づきになったら、メールでもお知らせいただければと思います。

そうしましたら、今後の予定でございますが、資料2、こちらにスケジュールが書いてあるので、ご覧いただけますでしょうか。

本日の御議論を踏まえまして、また、三次補正につきましては、近々に成立が見込まれておりますので、そこでまた必要な修正があれば、それを反映させて、実施計画を決定いたします。併せて、必要があれば、もう既に決定されている基本計画の一部改正ということもあり得ます。

さっきちょっと申し上げたのですけれども、本来、実施計画というのは、年度始まる前、あるいは本当に始まってすぐに決めなければいけないのが遅れているということでございます。

そうですので、本来の姿に戻しますと、24年度につきましては、24年度が始まる前に実施計画の作業を進めたいと思っております。すなわち、年明けには作業を開始して、それで3月に有識者懇談会を開催して、また、御意見を伺いたいと思っております。

24年度が始まりましたら、23年度の実績評価を始めるということでございます。今年度は震災の関係があったので、若干行政事業レビューも変則的というか、かなり小規模だったのですが、また、公開プロセス等も復活するのではないかと考えられますので、そのあたりを見据えながら、評価書ドラフトを作成して、行政事業レビューと情報交換をしながら進めていきたいと思えます。

また、その次には、7月ぐらいに有識者懇談会で、23年度の実績評価について御議論い

ただければと思っております。

ところで、22年度の実績評価は10月に公表しました。本日の参考資料3は、その概要です。実績評価につきましては、膨大な数のシートがありますが、それだけ載せるのでは、ちょっと不親切かなと思って、大体全体としてわかる概要を作成し、併せて公表をしております。

次回の日程ですが、早速先ほど御日程を伺ったところ、3月15日の午後ですと、先生方皆様、御都合がつくようでございますけれども、よろしゅうございましょうか。また追って御連絡いたします。

ということで、スケジュールあるいはそれに限らず、何かございましたら、いかがでございましょうか。

○武川審議官 平成22年度の事後評価も原子力安全や防災のところも、このように見直したのです。

○池永課長 よろしゅうございましょうか。そうしたら、本日の懇談会は、これで終了させていただきたいと思います。先生方、お忙しい中、本当にどうもありがとうございました。

では、次回は、3月15日ということで、また、時間は追って御連絡させていただきます。

(以上)